

令和7年度 第1回 高知地方労働審議会 労働災害防止部会
議事録

日 時： 令和7年12月3日（水）10:00～11:20

場 所： ちより街テラス 会議室2 （高知市知寄町2丁目1-37）

出席者： 公益代表委員

長澤委員、肥前委員

労働者代表委員

市川委員、永野委員

使用者代表委員

沖田委員、井戸委員

事務局

三上労働基準部長、吉本監督課長、門脇健康安全課長、上久保主任監察官

議 題： 部会長の選出

高知労働局第14次労働災害防止計画の推進状況について

その他

議 事

吉本監督課長

定刻となりましたので、ただ今より令和7年度第1回高知地方労働審議会「労働災害防止部会」を開催いたします。委員の皆様におかれましては、ご多用の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、労働災害防止部会の事務局を担当しております、高知労働局労働基準部監督課の吉本と申します。よろしくお願いいたします。

部会長を選出いただくまでの間、事務局にて進行役を務めさせていただきます。

まず、本日の配付資料について確認させていただきます。本日の資料は、資料No.1から資料No.5まで、一部にまとめております。資料が不足している方がいらっしゃいましたら適宜お知らせください。

吉本監督課長

続きまして、委員の皆様を名簿順にご紹介いたします。

資料 No.1 として「委員名簿」を添付しておりますのでご参照ください。

まず、公益代表委員です。

・よつば法律事務所 弁護士の坂本委員です。坂本委員は本日欠席との連絡をいただいております。

・高知県立大学 社会福祉学部 教授 長澤委員です。

・高知工科大学 経済・マネジメント学群 教授 肥前委員です。

続きまして労働者代表委員です。

・日本労働組合総連合会 高知県連合会 事務局長の市川委員です。

・高知競輪 競馬労働組合 執行委員長 永野委員です。

続きまして使用者代表委員です。

・高知県経営者協会 専務理事 沖田委員です。

・株式会社 特殊製鋼所 代表取締役社長 井戸委員です。

委員の紹介は以上となります。

本日は、公益代表の坂本委員から、欠席される旨のご連絡をいただきてあり、公益代表委員2名、労働者代表委員2名、使用者代表委員2名、計6名の委員にご出席いただいてあります。

これは、地方労働審議会令第8条第1項に定める定足数を満たしており、本部会が有効に成立していることをご報告いたします。

なお、事務局の紹介につきましては「配席表」をもって代えさせていただきます。

それでは開催にあたりまして高知労働局労働基準部長三上よりご挨拶申し上げます。

三上労働基準部長

労働基準部長の三上です。

委員の皆様方におかれましては、日頃より労働行政の運営について、多大なるご理解とご協力を賜り、また、本日は、年末のご多用のところ、本部会にご出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、労働災害防止部会の開催にあたりまして、一言挨拶申し上げます。

本部会は、労働災害防止に係る施策の実施に関し、ご意見をいただく必要があるときを開催しております。

皆様ご承知のとおり、高知労働局第14次労働災害防止計画につきましては、令和5年度からの5か年計画により取組を進めておりますが、スタートして2年半が経過し、14次防の取組も残すところ2年余りとなったところです。

このため、本日は、高知労働局第14次労働災害防止計画の推進状況についてご報告させていただくとともに、今後の取組方針等につきまして、委員の皆様のご意見等を、可能な限り今後の取組に反映させたいと考えております。

労働災害防止対策、健康障害防止対策は、働く人の安全と健康を守る大変重要な施策であり、高知労働局といったしましては、引き続き最重点事項として取り組んでまいります。

委員の皆様方のご意見を参考に、行政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、忌憚のないご意見をいただきますようお願いしまして、簡単ではございますが私からの挨拶いたします。本日はよろしくお願いします。

吉本監督課長

次に、高知地方労働審議会運営規程の第5条におきまして、「会議は、原則として公開する」とされております。事前に公示を行いましたが希望者はおりませんでしたので報告します。

また、本部会の議事録につきましては、高知労働局ホームページで公開することとなりますので、ご了承願います。

それでは、議事1「部会長の選出」です。

地方労働審議会令第6条第5項により、「公益を代表する委員の中から部会の委員が選挙する」旨が定められており、委員の皆様から選出いただくことになっております。どなたかご推薦いただけませんでしょうか。

沖田委員

肥前委員にお願いしたいと思います。

吉本監督課長

肥前委員というお声が上がってあります。皆様よろしいでしょうか。

市川委員

異議なし

吉本監督課長

ありがとうございます。それでは肥前委員に部会長に就任いただくこととし、高知地方労働審議会運営規程第4条に基づき、以後の進行につきましては肥前部会長にお願いしたいと思います。肥前部会長、よろしくお願ひいたします。

肥前部会長

ご指名いただきました肥前です。円滑な議事の進行に努めてまいりますのでご協力よろしくお願ひいたします。早速ですが、地方労働審議会令の第6条第7項におきまして、私から、職務代理を指名することとなっております。

長澤委員に「部会長代理」をお願いしたいと思います。長澤委員、よろしくお願ひします。

長澤委員

よろしくお願ひします。

肥前部会長

それでは早速会議次第に沿って進めます。議事2の高知労働局第14次労働災害防止計画の推進状況について事務局から説明をお願いいたします。

門脇健康安全課長

配布資料の資料2から4を使い、高知労働局第14次労働災害防止計画の進捗状況についてご説明をさせていただきます。

まず、災害発生状況についてご説明します。

3ページからの「資料No.2」をご覧ください。

3ページの上のスライドですが、令和3年から令和6年までの各年の災害発生件数について、上の折れ線グラフは休業4日以上の死傷者数の推移、下の折れ線グラフは死亡災害の推移を表しています。また、赤の破線はそれぞれ14次労働災害防止計画の目標ラインを表しています。

令和6年の休業4日以上の死傷者数について、の新型コロナウイルス感染症を除いた件数の推移である緑色のグラフを見ていただきますと、令和6年は前年に比べて36人減少し、890人でした。また、の死亡者数は前年に比べて7人減少し、1人でした。ともに、高知県内において過去最少の災害件数でした。

次に、下のスライドの右側の棒グラフをご覧ください。14次労働災害防止計画の重点業種別災害発生件数の推移を表しています。

先ほど申し上げた通り、令和6年は過去最少の災害発生件数だったこともあり、前年比で顕著に件数が増加した業種はありませんでしたが、中期的な推移では、小売業、社会福祉施設で増加傾向との評価をしており、両業種ともに「転倒」「動作の反動・無理な動作」災害といった作業行動に起因する災害が多く発生しております。

門脇健康安全課長

続いて、4ページをご覧ください。直近の状況として、令和7年9月末現在の発生状況をご説明します。

上のスライドの の折れ線グラフは新型コロナを除いた死傷者数を表す青色のグラフで、本年9月末は前年同期と比べ6人増加し627人でした。また、 のグラフは死亡者数で、前年同期と比べ3人増加し4人となっており、ともに増加傾向となっています。

続いて、下のスライドの右側の業種別の棒グラフをご覧ください。前年同期と比較して、中期的な推移として、建設業と社会福祉施設で増加傾向と評価しております。建設業では「墜落・転落」災害と「切れ・こすれ」災害、社会福祉施設では「動作の反動・無理な動作」災害と「転倒」災害が多く発生しています。

門脇健康安全課長

次に、14次労働災害防止計画の概要について、5ページからの「資料No.3」を使ってご説明します。

資料最上段に記載されておりますが、「計画期間」は、2023年度から2027年度までの5年間となっており、本年度は3年目の中間年となります。

「計画の目標」は、「Safe Work KOCHI」をキャッチフレーズに9つの重点事項に取り組むことで、死亡災害および死傷災害を減少させること、それぞれ 、 に記載のとおり、以前の13次労働災害防止計画最終年の2022年実績を基準にして、2027年において災害を増加させないことについて目標を定めています。

さらに、14次労働災害防止計画では、9つの重点事項が定められており、「資料No.3」では、緑色の太文字で記された事項となりますが、重点事項の2~8については、事業者に求める達成目標である「アウトプット指標」と、アウトプット指標を達成した結果期待される事項として「アウトカム指標」が設定されています。

中でも、8ページの重点事項「7交通労働災害防止対策の推進」については、全国版の14次労働災害防止計画には設定されていませんが、13次労働災害防止計画の期間中における高知県内の死亡者数45人を事故の型別でみると、交通事故が14人(31.1%)で最も多かったことから、高知労働局版の14次労働災害防止計画において追加した重点となります。

また、「アウトプット指標」の目標達成に向けて、各事業場に取り組んでいただきたい事項を定めており、取組を進める中で配布させていただいているこの資料には、それぞれの事業場に参考としていただきたい情報へアクセスするための二次元コードも併せて掲載しております。

門脇健康安全課長

それでは、この14次労働災害防止計画の推進状況について、9ページからの「資料No.4」でご説明します。

9ページの上半分に、最初にご説明しました災害発生状況に基づき、計画の「目標に対する推進状況」を取りまとめてあります。

死亡災害、死傷災害ともに、基準とする13次労働災害防止計画の最終年である2022年の実績と計画期間5年間の実績を棒グラフで示し、計画の目標値をオレンジ色のラインで表した上で、当期計画の推進状況につきまして、2023年以降各年の被災者数と、期間を通じた被災者数として2023～2024年の2年間の被災者数を棒グラフで表しています。また、棒グラフは目標をクリアしていれば青色、クリア出来ていない場合は赤色としています。

死亡災害、死傷災害ともに、2024年（令和6年）は過去最少の災害件数であったこともあります。 の単年における被災者数、 の期間合計における被災者数とも目標値をクリアしています。

次に、重点事項ごとに定められた「アウトプット指標」「アウトカム指標」の推進状況についても、9ページの下半分以降に、目標値をオレンジ色のラインで示し、令和6年度の状況を棒グラフで表しています。

「アウトプット指標」の推進状況の把握に関しては、12ページの中ほど以降に「アウトプット指標進捗状況の把握について」として記載しておりますが、管内の1,793事業場に自主点検を依頼し、35.9%、643事業場から提出された点検結果を集計することにより把握しました。

それでは、9ページにお戻りください。

重点事項ごとの「アウトプット指標」の推進状況について説明いたします。

重点事項「2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」については、転倒災害対策、腰痛災害対策、および正社員以外の労働者への安全衛生教育等、すべての指標において目標値に未到達となっております。

次いで、10ページの重点事項「3 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進」の「高年齢労働者の安全と衛生確保のためのガイドライン」に基づく取組にかかる指標についても未到達となっております。その下、重点事項「4 業種別の労働災害防止対策の推進」については、各業種とも設定されたアウトプット指標のすべてで目標値に到達しております。

次に、11ページの重点事項「5 労働者の健康確保対策の推進」につきましては、すべてのアウトプット指標において目標値に未到達となっております。

その下、重点事項「6 化学物質等による健康障害防止対策の推進」につきましては、化学物質管理に関する の、法定のリスクアセスメント実施義務の対象ではないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質に対するリスクアセスメント実施事業場の割合は目標値に未

到達ですが、の、当該リスクアセスメント結果に基づいて、ばく露低減措置を実施している事業場は目標値に到達しております。

また、その下の熱中症防止のため、暑さ指数を把握・活用している事業場の割合につきましては、今回の把握した状況を基準として、今後、取り組み事業場の増加が求められます。

次に、12 ページの重点事項「7 交通労働災害防止対策の推進」の「交通労働災害防止のガイドライン」の活用している事業場、交通労働災害防止のための安全教育実施事業場の割合につきましては、アウトプット指標の目標値に未到達となっております。

さらに、重点事項「8 外国人労働者に対する安全衛生対策の推進」の「外国人労働者の母国語教材や視聴覚教材」を活用する事業場の割合につきましては、アウトプット指標の目標値に到達しております。

また、アウトカム指標に関しては、アウトプット指標を達成した結果期待される事項となりますので、事業場にはアウトプット指標にかかる取組を呼び掛けているところですが、10 ページの重点事項「4 業種別の労働災害防止対策の推進」の中ほどの製造業に対するアウトカム指標「機械による『はまれ・巻き込まれ』災害の死傷者数を、2022 年と比較して 2027 年までに 5 %以上減少させる」などは、アウトプット指標の目標値をクリアしながら、アウトカム指標が目標値に未到達となっています。

このような状況の改善につきましては、引き続き、アウトプット指標にかかる対策をより多くの事業場に呼び掛けるとともに、『災害発生事業場へ個別指導等を通じ、具体的災害発生状況を踏まえた是正・指導と、機械のリスクアセスメントに基づく措置実施の指導』、および、『同業他社の事業場に対する個別又は集団指導を通じ、災害発生状況を踏まえた、災害防止対策の確認と安全衛生教育の徹底等の指導』に努めて参ります。

高知労働局第 14 次労働災害防止計画の推進状況にかかる説明は、以上となります。

肥前部会長

ありがとうございました。事務局からの説明について、ご意見やご質問がありましたら挙手をお願いいたします。

市川委員

11 ページの記載について、労働者の健康確保対策、主に労働時間、時間外労働の話だと思いますが、時間外労働の直近の状況について、働き方改革が示され、時間外労働規制ができる時には縮小傾向でしたけども、最近増えているという話も聞こえますが、直近の時間外労働の状況はいかがでしょうか。

吉本監督課長

時間外労働の状況につきましては今年の 8 月の下旬に、令和 6 年度の監督指導結果を広報させていただいております。その状況からは、あまり増減という特徴はありません。高知県内の長時間の時間外労働は全国的に見てそこまで多い状況ではないですが、かといって決してないわけではございません。

監督指導については、長時間労働の問題が考えられる事業場を対象とした令和 6 年度に実施した件数は 136 件、36 協定の内容や、36 協定の協定時間が長い事業場、長時間労働の情報が労働者から寄せられた事業場、長時間労働による精神障害や脳・心臓疾患の労災請求がなされた事業場などを対象として監督指導を行っています。全体の 1 割ぐらいが、長時間労働・過重労働の防止のための監督指導での実施となっております。全体の監督指導実施件数は約 1300 件、その約 1 割の 136 件のうち、法違反を指摘しているのが約 6 割、時間外労働の状況は、時間外労働が 200 時間を超えて行わせている事業場はありませんでした。150 時間を超えて働かせている事業場が 1、2 事業場、80 時間越えている事業場が 20 件ぐらいだったと記憶しております。正確な数字は高知労働局のホームページからご確認ください。

市川委員

我々は労働相談も受けていますが、やはり時間外労働の相談は多いですね。ご承知だと思いますが、タイムカードを押させて、その後、サービス残業させるという相談や実態が結構あつたりして、我々もなんとかしなければと思っていますので、そのところを念頭に置いていたい、指導実施をお願いしたいと思います。

肥前部会長

ありがとうございました。他の質問はいかがでしょうか。

永野委員

アンケートの回収率ですが、643 件 35.9% というのは少ないなと思いますが、これの原因とか増やす対策とかはいかがでしょうか。

門脇健康安全課長

回答結果が 35.9% ということで、今回の回収に当たっては、郵送等で点検表を送り、その後ウェブ上で回答いただくという仕組みを使い、回答いただいた結果が 35.9% でした。

もう少し回答率が上がるよう検討したいと思います。今現在、回答率を向上させるためのいい知恵というものは持ちあわせていませんが、回答率をアップさせるために、点検表に記載し

ている設問の問い合わせ、聞き方や、理解しやすい表現などについて見直しをしていきたいと思っております。

肥前部会長

今の話に関連する質問をさせていただきますが、今回のアウトプット指標など、この指標の達成率何%というところは、回答があった事業場の自己申告に基づいて出しているのですね。

門脇健康安全課長

はい、そうです。

肥前部会長

そうすると、こういう対策などについて、意欲的に取り組んでいる事業所ほど前向きな回答をするだろうと考えると、実態はもう少し低いかもしれません。最終的にはこの期間が終わつた最後に目標は達成できたかどうかを測る時にもまたこの自主的な回答に基づいてパーセントを出すことになるのでしょうか。

門脇健康安全課長

今回の14次防で目標として設定させていただいたアウトプット指標につきましては、日頃の業務で各事業場から提出いただくような届出や報告などといった、業務として行政が持ち合わせているデータではなく、それらの資料では集計ができないような内容の様々な指標の設定がされていますので、県内の事業者にご協力いただいて、同じような形で状況把握したいと思っています。

肥前部会長

分かりました。どれだけ実態を表しているかが見えにくいので、実際のところどうなのかなというところは気になるところであります。

肥前部会長

ほかにはいかがでしょうか。

長澤委員

労働者の健康確保対策の推進で、メンタルヘルス対策があると思います。

ストレスチェックを実施する事業場も増えていると思いますが、仕事や職業生活に関するこ

とで、強い不安、悩み、ストレスのある労働者が 82.7%っていうのはかなり高いと思いました。

これは先ほどの事務局からの説明の中で、1793 事業場のうちの 643 件の事業場からの回答で、実際に把握できたのが 82.7%ということでしょうか。

82.7%の分母が分からないので教えていただきたい。

門脇健康安全課長

このアウトカム指標で、自分の仕事や職業生活に関することで強いストレスなどを感じている労働者の割合の部分ですが、このアウトカム指標は、資料 4 では、カッコ全国という記載をしているように、全国の数値を持ってきてあります。高知労働局として、具体的な数値を持ってないので、厚生労働省が実施した全国調査の中からの数値となっております。

したがって、今回の県内調査 1793 の事業所からの結果ということではございません。

この 82.7%というのは、厚生労働省が実施をしている労働安全衛生調査の実態調査に基づく全国の 2023 年の値で、82.7%なのですが、ご覧いただいている資料 4 は作成時期がこの年の 10 月ですが、先月 11 月に、令和 6 年の状況が、厚生労働本省の方から、届いております。口頭でのご紹介になって申し訳ありませんが、同じ実態調査の中で 2024 年の全国値としては 68.3%ですので、一年前から言うと、ストレスを抱えている事業労働者の方の割合は少し減っている状況にあるようです。

2024 年の実態調査から、厚生労働省本省で、特別集計ということで、各都道府県別の数値を統計処理したものが届くようになりました。高知県内の状況が 11 月末に届いており、その数値を見ると、令和 6 年の全国が 68.3%、高知県内の状況としては 67.9%ということで、全国の数値より少し高知県内は低い値になっています。

先ほど部会長からデータの取り方というようなお話をありがとうございましたが、アウトプット・アウトカム指標の実態把握につきましては、事業場に対しての、自主点検というような形で、実施させていただいております。一方、ご質問いただいたストレスを抱える労働者の割合は、労働者向けにアンケートを行っていますが、個別に地方労働局でデータを収集できないこともあり、厚生労働本省のデータを活用しながら県内の実態把握をしていきたいと考えております。

長澤委員

今後 5 か年計画が終了するタイミングで、高知労働局から労働者の方にアンケート実施するのは難しいでしょうか。

門脇健康安全課長

地方労働局から個別に実施することは難しいかなというイメージは持っております。

長澤委員

国が実施する実態調査の方は労働者に個別に実施しているのでしょうか。

門脇健康安全課長

アンケートという形で労働者の方から回答いただいている。全国での集計で、令和6年度から特別集計という形での都道府県別のデータを厚生労働本省から各地方局に提供されるようになりましたので、今後はそちらを見ていきたいと考えています。

長澤委員

個別の労働者の回答を調査するのは限界があると思いますが、左側のアウトプット指標ではメンタルヘルス対策に取り組む事業者は必ずしも多くないという状況で、特別集計の結果からも、高知県内でも全国平均にほぼ近い17割程度の方がストレスを抱えている状況であれば、事業場の管理者の方の労働者のストレスに対する認識、自分の会社の従業員がどのぐらいストレスを持っているのかといった意識などについても確認できればいいなと思いました。個別指導などで、あまり実施されてない事業場に対してご指導いただければと思います。

吉本監督課長

ストレスチェックの集団分析を行うことで、それぞれの事業場が自社の状況を把握することができる、集団分析の活用についても勧めております。

ストレスチェックについて、50名以上の事業所が義務化されておりますが、2028年までに50名未満の事業所も義務化されることとなっており、取組が進むと思われます。

肥前部会長

他に質問はございませんか。

沖田委員

死傷者数について、毎年900名程度で推移しており頭打ちになっているようにも思われますが、今後取組を進めていく上での具体的な方策や、今後の削減目標について、現在に比べて削減するという目標は低すぎるのではないか、500、400という形で具体的に削減することができるのかということについて、感覚的なものでいいので教えていただきたい。

門脇健康安全課長

減らせるところは減らしたいという思いで進めています。

高知県内においては死傷者数が令和6年は過去最小で、期間中の全体の死傷者数も減ってきてている状況ですが、全国では死傷者数は数年前から増加に転じている状況があります。中身としては、全国も高知県内も同じ状況で、多くを占める災害は「転倒災害」と、「動作の反動、無理な動作」という腰痛などを発症するようなタイプの災害で、この二つの災害が、全国的にも高知県内でも、1位・2位で多くを占めています。

これまでの災害防止対策は、誰が見ても明らかに危険な状況に手当をして、リスクを減らし、災害を減らしてきたのが安全の歴史でした。

一方で転倒や腰痛などの、作業行動に起因する災害が増加しており、減少しない状況です。

高知労働局としましても、転倒災害はここ数年、県内の災害の一位にもなっていますので、また、被災されている方々を見ると、年齢をお召しになされている方で、かつ女性の方が多いという状況もありますので、そういう方がお仕事されている職場においてはその環境、作業行動上のつまずく原因になるような、デコボコをなくす、水分など滑りの原因を取り払う、つまずき防止となる履物対策をする、運動や体操などを取り入れて体力向上などもご案内しながら、厚生労働省でピーアールしている動画などの紹介をさせていただいている。

沖田委員

70歳まで働きましょうといった動きがある中で、加齢とともに私自身も平坦なところでつまずいた経験もあり、この対策はしっかりやらないと、逆に増えてくると思っています。

それから、メンタルヘルスの取組、ストレスチェックなどですが、先ほど高知県のデータ67.9%という話がありました。母数が分からないと、例えば10人のうち何人だったとか、母数をきちんと示した上での数字が必要だと思います。他の資料も全部そうですが、全国版で取った時に高知県の具体的なデータを出してくれないところもあるので、その母数が非常に重要なと思います。

また、ストレスチェックが2028年までに施行、全員が対象になるということですから、そのデータの取り方も企業任せではなく、法的にやらないといけないわけですから、強制的にデータを厚生労働省で取得できるということもやるべきではないかと思う。そうすることで、より正確なデータが出てくるという気がします。

さらに、先ほどもお話をあったとおり、643 / 1793件という回答も本当に全てを反映しているか否かというのも怪しいところがあり、回答できない会社、残りの1000何件は出来ていないから回答しないところもあると思うので、この辺りはもう少しなんとかしないと、アウトカムで出てくる数字では実態との乖離が出てくると思っております。

それから、この話は全然関係ないですけど、過重労働、時間外労働の話がありますが、今なんとなく、残業時間の規制緩和みたいな話が政府から出ていますが、我々の上部団体の経団連

も労働時間規制の見直しのことと言っています。厚生労働省が主導してきた長時間労働の削減を主体にした働き方改革が十分できていると言えない状況の中で、逆行した流れになっており、政府から言われたらやらなきゃいけないという事情もあるとは思いますが、長時間労働削減を進めてきた中で、厚生労働省の立場はどうなのかなという気がしますので、省内で十分議論し労働者の意見も十分聞いた上でどうするか発信していただきたいと思います。

肥前部会長

ほかに質問などはございませんか。

市川委員

質問というよりも、意見になると思いますが、先ほどの時間外労働、労働時間の問題、過重労働を防止できるのは大手企業などの大きい会社です。

中小ではなかなか難しく、働く方からの労働相談でも状況は分かりますが、過重労働・脳心臓疾患なんかで過労死する人は全国で200人前後で高止まりで推移しています。

この現実をどう見るかというのは大事なことだと思います。先ほど申し上げたように大手はできるが中小企業では十分に出来ていない、ここをどういうふうに対策していくのかというのは今後も大事だと思っていますので、是非そういうところも注視しながらやっていただきたいなと思います。

井戸委員

労働災害防止計画について、アウトプット指標とアウトカム指標、この言葉がなんかなかなか馴染めなくて、難しいかもしませんが、もう少し分かりやすい表現があつてもいいのかなっていうのは少し感じました。

吉本監督課長

第13次労働災害防止計画までは、数値目標で計画を立てていて、アウトカム・アウトプットという表現はしていましたが、14次防から厚生労働本省がこういった考え方を導入し、これに沿ってやるようにと全国に指示してきたため、今回からこのような表現になっており、ご理解いただきたいと思います。

長澤委員

外国人労働者について、外国人労働者だけを抽出してデータを取ることは、外国人労働者の災害を減らしていく中で必要だと思いますが、母数がどのくらいなのか、在留期間が3年とか

5年とか、外国人技能実習生も対象としているのか、日本人労働者の場合はかなり業種別に細かく見ているので、その外国人労働者が働いている業種の中で、日本人労働者と比べて労働災害がより多く発生しているか否か、そういうことについて、補足できるような情報があればお示しいただきたい。

門脇健康安全課長

母数としては、外国人労働者として仕事されているのは、技能実習生などの方が母数というイメージでよろしいかと思います。業種別では、全国それぞれの地域によって、就労している業種は様々ですが、高知県内では農業や漁業、また、建設業などの業種で就労されている方が多い現状にございます。

長澤委員

一次産業は、日本人の中では林業を除いて農業で働かれている方の労働災害は多い業種ではないというイメージがあって、そうすると外国人労働者の方が労働災害で被災する可能性が高いのでしょうか。

門脇健康安全課長

林業では、外国人の方はいないと認識しています。

農業について、県内の状況として、技能実習生が多く仕事をされているのは農業であるという話をさせていただきました。日本人の方も含めて、農業全体ですが、全国的に災害というのは増えています。農業でも、いろいろな機械を導入して仕事をすることが最近の農業は増えているので、そういう機械を使うことによって被災をされる方が増えてきているのが全国的に見た農業の現状になります。

肥前部会長

ありがとうございました。先ほどお二人の委員からもありましたように、可能な限り数値の母数を出していただきたい、今後示していただければと思います。

本日は多くのご質問ご意見をいただきありがとうございました。

時間の都合上、引き続きご質問ご意見がございます場合には、本会議終了後に事務局にて確認いただきますようお願いします。事務局においては、本日のご意見について、可能な限り今後の第14次労働災害防止計画の推進に反映できるようお願いいたします。

それでは、議事3その他に移らせていただきます。委員の皆様から何かご意見等はございませんか。

特になければ本日は以上で終了となります。

本日の議事録の確認につきましては、労働者代表として市川委員に、使用者代表として沖田委員にお願いいたします。

最後に、明後日、12月5日金曜日に開催される本審への報告については、私が欠席となりますので、事務局から報告をお願いいたしたいと思います。

以上で、本日の労働災害防止部会の議事を終了します。事務局からの連絡などをお願ひいたします。

吉本監督課長

本日は貴重なご意見を賜りまして、誠にありがとうございました。本日いただきましたご意見を踏まえ、今後の14労働災害防止計画の取組、また、今後の安全衛生対策の推進に活かしてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、令和7年度第1回高知地方労働審議会労働災害防止部会を終了します。本日は誠にありがとうございました。